

事後審査型条件付一般競争入札を行うので、恵庭市契約事務規則（平成9年規則第10号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月1日

恵庭市長 原 田 裕

電子入札案件

調達ポータルサイト(<http://www.idc.e-harp.jp>)

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 恵み野中央公園整備工事その1
- (2) 工 事 施 工 場 所 恵庭市恵み野北・恵み野西
- (3) 工 期 契約の翌日から令和9年12月20日まで
- (4) 工 事 概 要 敷地造成工1式、構造物撤去工1式、公園施設等撤去・移設工1式、仮設工1式、植栽工1式、給水設備工1式、雨水排水設備工1式、汚水排水設備工1式、修景施設整備工1式、園路広場整備工1式、遊戯施設整備工1式、サービス施設整備工1式、管理施設整備工1式、建築施設組立設置工1式、グラウンド・コート施設整備工1式、電気設備工1式
- (5) 予 定 価 格 642,697,000 円 (消費税込み額)
- (6) 入札参加資格の事後確認 当該入札に係る入札参加資格の確認は、参加資格確認申請書受理後に行うこととする。
- (7) **本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。**
受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (8) 支 給 材 有り

2. 入札に参加する者に必要な事項

入札参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 恵庭市電子入札システムへの利用申込及びICカードの利用者登録が完了していること。
- (2) 恵庭市内に本社又は支店、出張所等（但し、恵庭市内での事業所登録を1年以上有すること。）を有し、恵庭市競争入札参加資格者として土木一式工事に「総合点」が920点以上で登録されている単体業者、又は、土木一式工事に「総合点」が920点以上で登録されている2者特定共同企業体（但し、代表者は1,100点以上）による事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の要件を満たす参加者。（但し、人的関係（役員が現に兼務している場合）、資本関係（親会社と子会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係）又はその他入札の適正化が阻害されると認められる場合は、同一工事に一緒に応募することはできない。）

また、恵庭市指名競争入札参加者指名基準第4の「指名の制限」の項目に該当しないものとする。

なお、令和7年度以前の市税の滞納（法人代表者の個人分含む）がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- (4) 入札執行の日までに、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年4月1日実施）の規定により指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (6) 当該工事と同種又は類似と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体により施工したものを含む。但し、出資比率30%以上であること。）
- (7) 本工事に対応できる建設業法上の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を施工場所に専任で配置できること。
- (8) 現場代理人を施工場所に専任で配置できること。

3. 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札の参加希望者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年10月1日実施。以下「要綱」という。）様式3）に次の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。

- ア) 類似工事施工実績書（要綱 様式4）
- イ) 工事施工実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し）
- ウ) 配置予定技術者経歴書（要綱 様式5）
- エ) 協定書（要綱 様式6。但し、特定共同企業体に限る）
- オ) 委任状（要綱 様式7。但し、特定共同企業体に限る）

[7)、イ)については、過去5年以内に恵庭市発注の同種又は類似と認められる工事を受注している実績がある場合は不要。]

(2) 電子入札システムによる受付期間

令和8年10月2日 午前9時から

令和8年10月9日 午後5時まで。

（ただし電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）

(3) 申請書等様式

恵庭市ホームページからダウンロードできます。

4. 設計図書等の閲覧

設計図書・閲覧書（以下「設計図書等」という）は、次のとおり閲覧に供する。

ア) 現場説明会 なし

イ) 閲覧期間

令和8年10月2日 午前8時から

令和8年10月26日 午後11時まで。

（ただし電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）

ウ) 閲覧場所・方法

インターネットによる閲覧、調達ポータルサイト(<http://www.idc.e-harp.jp>)内

エ) 設計図書等に係わる質問は、質疑書（要綱 様式1）により次の期間内に提出または電子入札システムに登録すること。

令和8年10月2日 から

令和8年10月9日 までの午前9時から午後5時まで。

（ただし、恵庭市の休日を定める条例【平成3年条例第10号】に規定する休日を除く。）

質疑書提出先 恵庭市京町1番地 恵庭市総務部財務室管財・契約課

オ) 質問の回答は、

令和8年10月15日 から

令和8年10月26日 まで入札閲覧コーナーに書面（要綱 様式2）で掲示するので、質問の有無を含め入札前に必ず確認すること。

5. 入札期間

令和8年10月20日 午前9時から

令和8年10月26日 午後3時まで

（ただし電子入札システムが運用していない時間帯を除く。）

入札期間期日、時間以降はシステム入力できません。

6. 開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年10月27日 午前9時30分

(2) 場 所 恵庭市京町1番地 恵庭市役所2階 入札室

7. 入札方法等

(1) 入札者は入札書に必要な事項を入力し電子入札システムにより提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、**工事予定価格事前公表事業につき1回**とする。
- (4) 当該入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査基準価格を設定する。従って、最低入札者であっても落札者とならない場合があります。また、入札参加者は低入札にかかる事後の事情聴取に協力すること。
- (5) 入札書の提出に際し、工事費積算内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。
- 工事費等内訳書は、「工事費等内訳書の提出に関する事務取扱いについて」（市管財・契約課ホームページ及び市入札閲覧室に掲載）に基づいて作成するものとし、次の各号に該当した場合は無効入札とする。
- ア、内訳書の提出がない場合
- イ、内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない場合
- ウ、内訳書に記名がない場合
- エ、内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- オ、内訳書に値引き表示のある入札
- カ、その他当該内訳書の要件が確認できない場合
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 入札参加資格の確認

(1) 確認手続等

競争入札参加資格の確認後落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。ただし、恵庭市低入札価格調査事務処理要綱（平成12年市告示第62号）第8条第3項の規定により契約が履行されないおそれがあると認められる額で入札した者を除く）を落札候補者とし、落札を保留する。

落札候補者の競争入札参加資格の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

(2) 資格の確認通知

落札者を決定したときは、直ちに落札者に電子メール等で通知する。

又、資格審査において競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、

令和8年10月27日 迄に競争入札参加資格審査結果通知書（要綱 様式8）により通知する。

9. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、

令和8年10月29日 までに書面により理由の説明を求めることができる。

（書面は下記に持参すること。郵送又はFAXによるものは、受付ない。）

恵庭市京町1番地 恵庭市総務部財務室管財・契約課

(2) 理由の説明は、

令和8年11月2日 までに理由説明書（要綱 様式9）により回答する。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する額以上を納付すること。

11. 契約書作成の要否

必要とする。

尚、本工事は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であるので、別に配布する建設工事請負契約の締結に関する契約書により仮契約を締結し、恵庭市議会において議決された後、本契約を締結する。

なお、契約締結時において法定外労災保険の保険証券等の写しを提出すること。

12. 支払条件

前 金 払 ・ 有（請負金額の4／10以内）

中 間 前 金 払 ・ 有（請負金額の2／10以内）

部 分 払 ・ 無

13. その他

(1) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。